

マリレジャーに関する安全情報など様々な情報をお届けします！

## 海の事故情報 釣り中の転落事故が発生しています！

4月29日、仙台塩釜港内において、家族（母親、弟）と一緒に釣りをしていた子供（7歳）が、誤って岸壁から海に転落しました。子供は、付近に居合わせた釣り人等4人の協力により、無事救助されました。子供は、ライフジャケットを着用していませんでした。

一見平坦な岸壁や防波堤も、岩場と同様に海への転落のリスクは付いて回ります。釣りをする際は、ライフジャケットを着用しましょう。もちろん、立ち入りが制限されている場所での釣りは厳禁です！



## 海の安全情報 水上オートバイ等と遊泳者との衝突事故注意！

気温の上昇とともに、マリレジャーもハイシーズンを迎えますが、今回は水上オートバイと遊泳者との間の事故防止についてのお話。

自治体などが管理する海水浴場の場合、開設期間中はブイ（浮き玉など）を並べて設置し遊泳区域を示しているところが多く、また、岩手県や宮城県などのように、条例によって、海水浴場に限らず人が遊泳している水面で、原動機付のボートを疾走させるような危険な行為そのものを禁止している所もあります。

### 【宮城県の関係条例】

公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例（昭和42年条例第29号）抜粋（危険行為等の禁止）

第11条 何人も、人が遊泳し、又は手こぎのボートその他の小舟が回遊する水面において、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

(1) モーターボートその他の原動機を用いて推進する舟、ヨット又は水上スキー若しくはこれに類する乗物をみだりに疾走させ、急回転させ、蛇行させる等、遊泳し、又は手こぎのボートその他の小舟に乗っている者（以下「遊泳者等」という。）に対し、危険を覚えさせるような行為をすること。

(2) ゆえなく、遊泳者等の身体若しくは浮輪その他の器物又は手こぎのボートその他の小舟にいたずらをする等、遊泳者等に不安を覚えさせるような行為をすること。

（罰則）

第17条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。

(1)～(3) 略

(4) 第8条、第10条又は第11条の規定に違反した者

2 常習として前項の違反行為をした者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

水上オートバイが海水浴場近くを遊走し、遊泳者に接触して死傷する事故は、毎年のように各地で発生しています。遊泳者にとって、水上オートバイが近くを走り回るの大きな脅威です。また、遊泳者は水面上に頭しか出していないので、水上オートバイからは見つけにくいのです。





水上オートバイで遊走する際は、海水浴場の区域や遊泳者から十分距離を保ち、遊泳者との衝突事故を防止しましょう。

### **海難防止活動 『夏季のマリンレジャー安全推進活動』について**

第二管区海上保安本部では、プレジャーボートや海水浴などのマリンレジャーが最も活発になる7月1日から8月31日までの2ヶ月間を夏季安全推進活動期間として、集中的な事故防止活動を実施します。重点指導事項は、次のとおりです。



- ① プレジャーボート等の遵守事項に対する指導（適切な見張りや発航前点検の実施の励行など）
- ② ミニボートに対する安全指導（転覆・転落防止や基本的な海上交通ルール・マナーの遵守など）
- ③ 遊漁船等の事業者への安全指導（業務規程に定められた安全対策の遵守など）
- ④ 遊泳中の事故防止（海水浴場の巡回、小中学生に対する講習会など）

### **ワンポイント講座 事故防止のためのワンポイント講座。『遊泳中の事故防止』**

これから海水浴シーズンを迎えますが、例年、遊泳中の事故が発生しています。第二管区海上保安本部管内では、8月に入ってから「お盆」過ぎの20日までの間に、遊泳中の事故件数の約60%が発生しています。（過去5年間統計）

これらの事故は、遊泳禁止場所や閉鎖した海水浴場での遊泳、離岸流による沖合への漂流、不意に深みにはまったことや波に引き込まれたりしたための溺水などが原因として考えられます。

遊泳中の事故は、一旦、遭遇すると「楽しい海水浴」が悲しいものとなる可能性が高く、事故に遭わないためにも次の点に注意しましょう。

- ① 気象・海象情報を入手していますか
- ② 遊泳禁止場所ではありませんか
- ③ 監視員のいるところで遊泳していますか
- ④ 十分にウォーミングアップを行っていますか
- ⑤ 単独行動をしていませんか
- ⑥ 自分の技量、体力を十分に自覚した行動を行っていますか
- ⑦ むやみに飛び込んだり、突き落としたりなどのいたづらをしていませんか
- ⑧ 飲酒していたり、体調不良ではありませんか
- ⑨ 波や潮、離岸流に注意しましょう

また、第二管区海上保安本部では、夏季安全推進活動期間中、海水浴場等の巡回、出前講座、小中学校のプール開きに併せた講習会等において、離岸流に対する知識、着衣泳、ペットボトル等の身の回り品を使用した救助方法等について周知啓発活動を行います。

出前講座、プールでの講習会に関する問合せは、第二管区海上保安本部警備救難部救難課（代）022-363-0111 までご連絡ください。



プールでの講習会（着衣のまま泳ぐことの困難性を教えます。）



ペットボトルを使用した救助法の講座

### 海の言葉 海や船に関する用語について解説します。『離岸流』

海岸に向かって強い風が吹くと、海水は波となって沖から海岸で打ち寄せられます。そうすると、水はどんどん海岸に溜まるので、どこかから沖に戻ろうとします。このとき、海岸から沖の方へ向かって一方的に流れる早い流れのことを離岸流（リップカレント）と呼びます。



向岸流：沖から海岸に向かう流れ  
沿岸流（並岸流）：海岸に沿って流れる流れ

離岸流は海岸の構造により大きさは異なりますが、長さは沖へ数十メートルから数百メートルに及ぶことがあります。幅は 10～30メートル程度とあまり広くないのが特徴です。流れの速さは男子 100m自由形の世界記録と同じくらいになることもあり、とても早い流れです。

離岸流につかまったときは、まずは落ち着いて、海岸と平行に泳ぎ、強流帯から抜け出したのち、ゆっくりと海岸に向かって泳ぎましょう。

### イベント情報 鯨角灯台を一般公開しています！

青森県八戸市に所在する「鯨角灯台」が一般公開されることになり、4月27日にオープニングセレモニーが行われました。同灯台は、「日本の灯台50選」にも選ばれていて、これまで海の日など年数回公開していましたが、灯台に近い種差海岸が「三陸復興国立公園」に指定されることが決まり、八戸市の要望で一般公開が実現したものです。今年度は10月27日（日）までの土、日、祝日の午前9時から午後4時まで公開されます。

【お問い合わせ先】

八戸市観光課 0178-46-4040



鯨角灯台

## 羅針盤 編集担当者の四方山話的コラムです。『海猿』

今から40年ほど前、少年漫画雑誌に「シーモンキー」という生物の広告が出ていました。乾燥した卵のようなものを水に入れて、1日くらいで孵化するというもので、当時は、「海のサルなんてどんなサルだ!?欲しい!」と目を輝かせたものですが、最近、インターネットで調べてみたところ、グッピーなど熱帯魚の稚魚に餌として与える「ブラインシュリンプ」が同種のものらしく、プランクトンのような、どう見てもサルとは思えない姿に少しがっかりしました。

映画「海猿」シリーズが公開され、海保の潜水士の知名度も高まりましたが、潜水士が活躍する現場は、ほとんどが厳しい環境（強風・大波で揉まれる海上、暗くて深い海の底、油や魚網が流れる転覆船等々）の中にあり、困難な救助作業を求められることが多いのです。

先日、兵庫県洲本市沖で転覆船が発見され、出動した機動救難士（航空基地に配属され、事案が発生すれば直ちにヘリコプター等で現場に出動する潜水士）が、船内に閉じ込められていた3名を救出するという海難がありました。救助された方の内2名は亡くなられ、転覆船は救助作業後に沈没しており、困難な救助作業だったものと思われます。潜水士は、遭難者を救助して自分も生きて帰るために、日頃から厳しい訓練を重ね、現場では常に安全を確保しながら救助作業を行います。加えて的確な判断力と強靱な精神力、そして高い使命感なくしては務まらないのです。

因みに海保の海猿は、海の中でサルのように身軽に動き回りますが、見た目は決してサルっぽくはありません。というよりも最近はいくメンが多い?ようです。

間もなく本格的なマリレジャーシーズンを迎えますが、安全に楽しんでこそそのレジャーです。海上で判断に迷った場合は、より安全サイドに判断して海難防止に努めましょう。

## 大切な命! 自分で守る

海上保安庁では、大切な命を自分で守るため、そして、一人でも多くの人を救助できるよう、次の3つを基本とする「自己救命策確保」を推進しています。



ライフジャケット  
の常時着用



携帯電話などの  
連絡手段の  
確保



救助要請  
は118番

海のもしもは!  
**118**

## 本紙を印刷物でご覧の方へ

マリレ情報よろず屋をホームページからご覧になる場合は、次のURLから! 「マリレよろず屋」で検索してもヒットします!

<http://www.kaiho.mlit.go.jp/O2kanku/yorozuya/index.htm>